

人間ドック・脳ドック 助成のお知らせ



後期高齢者(長寿)医療制度に加入している方の健康増進および健康維持のために人間ドック・脳ドックの補助を行っていますので、ご利用ください。

- 対象**＝後期高齢者(長寿)医療制度加入者
- 利用券申請に必要なもの**＝後期高齢者医療被保険者証、印鑑(スタンプ印は除く)、契約医療機関からの通知書
- 利用回数**＝利用券を申請し、人間ドックもしくは脳ドックを受診した被保険者に対して同年度内に1回のみ補助します(両方はできません)。

予約から検査までの手順

- ①下記表の医療機関に電話などで人間ドックの予約をします。
- ②次に本庁国保介護課および各支所市民生活課で利用券の申請をします。
- ③利用当日、医療機関に利用券を提出します。

種類	医療機関	電話番号	検査料	補助金	自己負担金	
人間ドック (1日)	川内市医師会立市民病院	(22)1111	36,750円	25,000円	11,750円	
	済生会川内病院	(23)5221				
	薩摩郡医師会病院	(53)0326				
	鹿児島県厚生農業協同組合連合会	099(256)1133	44,680円			19,680円
	鹿児島県民総合保健センター	099(220)2332	37,642円			12,642円
	里診療所 下甕手打診療所	09969(3)2023 09969(7)0031	32,000円			7,000円
人間ドック 女性・婦人コース (1日)	済生会川内病院	(23)5221	45,250円	30,000円	15,250円	
	鹿児島県厚生農業協同組合連合会	099(256)1133	50,450円	20,450円		
	鹿児島県民総合保健センター	099(220)2332	46,042円	16,042円		
人間ドック (2日)	済生会川内病院	(23)5221	63,000円	40,000円	23,000円	
	鹿児島県民総合保健センター	099(220)2332				
脳ドック	川内市医師会立市民病院	(22)1111	36,750円	28,000円	8,750円	
	いちき串木野市医師会立脳神経外科センター	(32)9999				

温泉保養のご案内 後期高齢者(長寿)医療制度加入者には、温泉保養利用助成制度もあります。

【問合先】＝本庁国保介護課(内線2632・2633)および各支所市民生活課



ご利用ください 高齢・障害者への各種助成制度



元気高齢者など

【高齢者おでかけ支援事業】

- 公共交通機関の運賃や公衆浴場の入浴料の一部を助成します。
- 市内に1年以上居住している満70歳以上の方
 - 年間 100円×40枚分を交付

【はり・きゅう・マッサージ等施術料助成事業】

- 市の指定する施術者から施術を受けるときに、施術料の一部を助成します。
- 市内に1年以上居住している満65歳以上の方
 - 年間 1回800円×60枚分を交付

*両事業とも申請には本人の身分証明書(保険証、運転免許証など)と印鑑が必要です。代理申請もできます。(代理の方の印鑑が必要です)



在宅で介護されている方

【ねたきり老人介護手当】

半年 60,000円×2回支給します。

- 市内に1年以上居住し、要介護4、5の高齢者が在宅で起居をともにしながら3カ月以上介護している方
- 市民税の所得割非課税世帯であること
- 申請時期は8月と2月です。

【家族介護用品支給事業】

紙おむつなどの介護用品購入費の一部を助成します。

- 市内に1年以上居住し、寝たきりまたは重度認知症が3カ月以上続いている65歳以上の方で次の①～③のいずれかに該当する方を在宅で3カ月以上介護している方
- ①要介護4、5
- ②身体障害者手帳1、2級
- ③療育手帳A

*特別障害者手当を受給している方は対象になりません。

65歳以上の一人暮らし高齢者など

【緊急通報体制事業】

- 緊急時にボタンを押すと指定された通報先へ通報する装置を貸与します。

【高齢者訪問給食サービス事業】

- 食生活の改善と安否確認を行います。
- 昼、夕の2食以内を配食します。

【生活指導型ショートステイ事業】

- 養護老人ホームなどに一時的に入所宿泊し、生活習慣の指導、体調調整を行い、要介護状態への進行を防止します。

【生活支援型ホームヘルプサービス事業】

- 一人暮らし高齢者のお宅に生活援助員を派遣し、買い物や身近な生活援助サービスを提供します。

【高齢者日常生活用具給付事業】

- 火災報知機、自動消火器、電磁調理器の購入費を助成および福祉電話(加入権)を貸与します。

在宅の障害者(児)

福祉タクシー利用券(年間 500円×20枚) タクシー運賃の一部を助成します。

- 市内に居住している次の①～③のいずれかに該当する重度障害者(普通自動車免許保持者を含む)
- ①身体障害者手帳1、2級
- ②療育手帳A1、A2、A
- ③精神障害者保健福祉手帳1級

- 市内に居住している障害児(同一世帯に普通自動車免許保持者がいないこと)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- *社会福祉施設などに入所している方は対象になりません。

申請には障害者手帳などと印鑑が必要です。有効期限は平成23年3月31日までです。



【問合先】＝本庁高齢・障害福祉課(内線2173)および各支所市民生活課